

令和 7 年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査および現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義および業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主 催 者 共催：一般社団法人福島県建築士事務所協会
 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
 協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士

受講期間 次のうち 1 つの期間をお選びください。
 ・ 第 1 期：令和 7 年 9 月 24 日（水）～ 10 月 7 日（火）
 ・ 第 2 期：令和 7 年 11 月 12 日（水）～ 11 月 25 日（火）

受 講 料 15,400 円（税込・テキスト代を含む、登録料は別途必要）

C P D 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3 認定時間）。

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参のうえ、受付にご提示ください。
3. テキストは、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「適合証明技術者登録証明書」は、2026 年 3 月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。